議　　第　　６６　　号

令和 ３ 年 ２ 月１９日提出

熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について

熊本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和４５年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第１１条の８第１項」を「第１１条の９第１項」に改める。

第４条中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。

別表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

<table>
<tr><td rowspan="3">法第３２条第１項第３号に掲げる施設</td><td rowspan="3">自動運行補助施設</td><td rowspan="2">法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類</td><td>地下に設けるもの</td><td rowspan="2">長さ１メートルにつき１年</td><td>５</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>１６</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路の構造又は交通</td><td>１本につき１</td><td>１，３００</td></tr>
</table>

		の状況を表示する標示柱その他の柱類		年	
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	８２０
			地下に設けるもの		４９０
	その他のもの				１，６００

別表法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設の項中「第３２条第１項第３号及び第４号」を「第３２条第１項第４号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第３２９号）の施行による道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じた占用料の新設等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市道路占用料徴収条例（昭和４５年条例第１２号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この条例は、道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第３９条第２項の規定に基づき、道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。 （占用料の額） 第２条　占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第３２条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第３５条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号。以下「電線共同溝整備法」という。）第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第２１条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円）の合計額とする。 ２　市長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 (1)　道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）**第１１条の９第１項**に規定する応急仮設住宅 (2)　地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第６条に規定する公営企業に係るもの (3)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設 (4)　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）による選挙運動のために使用する立札、看板及びその他の物件 (5)　街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）第１７条第１項に	（趣旨） 第１条　この条例は、道路法（昭和２７年法律第１８０号。以下「法」という。）第３９条第２項の規定に基づき、道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。 （占用料の額） 第２条　占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第３２条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第３５条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号。以下「電線共同溝整備法」という。）第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第２１条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円）の合計額とする。 ２　市長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 (1)　道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）**第１１条の８第１項**に規定する応急仮設住宅 (2)　地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第６条に規定する公営企業に係るもの (3)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設 (4)　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）による選挙運動のために使用する立札、看板及びその他の物件 (5)　街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）第１７条第１項に

規定する都市計画として決定された路外駐車場

(6)　前各号に掲げるもののほか、公益上その他特に必要があるもの

（占用料の徴収方法）

第３条　占用料は、法第３２条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第３５条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、当該占用の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第２１条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））の属する月の翌月の末日までに一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。

２　前項の占用料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、市長が法第７１条第２項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に徴収した占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取消しの日までの期間について算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は返還する。

（道路予定地の占用料）

第４条　前２条の規定は、法第９１条第２項に規定する**道路予定区域**について準用する。

（雑則）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第６条　市長は、詐欺その他の不正行為により占用料の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

附　則　　【略】

別表（第２条関係）　　【略】

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	略	略

規定する都市計画として決定された路外駐車場

(6)　前各号に掲げるもののほか、公益上その他特に必要があるもの

（占用料の徴収方法）

第３条　占用料は、法第３２条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第３５条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、当該占用の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第１０条、第１１条第１項若しくは第１２条第１項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第２１条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））の属する月の翌月の末日までに一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。

２　前項の占用料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、市長が法第７１条第２項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に徴収した占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取消しの日までの期間について算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は返還する。

（道路予定地の占用料）

第４条　前２条の規定は、法第９１条第２項に規定する**道路予定地**について準用する。

（雑則）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第６条　市長は、詐欺その他の不正行為により占用料の徴収を免れた者に対し、当該徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

附　則　　【略】

別表（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	略	略

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ１メートルにつき１年	5
			その他のもの		16
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	1,300
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	820
			地下に設けるもの		490
	その他のもの				1,600
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,600
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路				3,900
	地下に設ける通路				2,300
	その他のもの				1,600
法第32条第1項第6号に掲げる施設	略			略	略
略	略			略	略

【追加】

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,600
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,900
	地下に設ける通路			2,300
	その他のもの			1,600
法第32条第1項第6号に掲げる施設	略		略	略
略	略		略	略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。